

議案第7号

鳥取県行政組織条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。

元気づくり総本部

危機管理局

総務部

地域振興部

観光交流局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

(元気づくり総本部の所掌事務)

第3条 元気づくり総本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 地方創生に関する事項

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。

未来づくり推進局

危機管理局

総務部

地域振興部

文化観光スポーツ局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

(未来づくり推進局の所掌事務)

第3条 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

- (3) 略
- (4) 中山間地域の振興及び移住定住の促進に関する事項
- (5) 略
- (6) 男女共同参画社会に関する事項
- (7) 県東部圏域の活性化に関する事項
- (8) 少子化対策に関する事項（福祉保健部と共管）

(地域振興部の所掌事務)

第6条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村の振興に関する事項
- (2) 交通政策に関する事項
- (3) 略

- (4) 略
- (5) 文化の振興に関する事項
- (6) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）

(2) 略

(3) 略

(地域振興部の所掌事務)

第6条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域及び市町村の振興に関する事項

- (2) 略
- (3) 男女共同参画社会に関する事項
- (4) 交通政策に関する事項
- (5) 略

- (6) 県東部圏域の活性化に関する事項

(観光交流局の所掌事務)

第7条 観光交流局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 略
- (6) 少子化対策に関する事項 (元気づくり総本部と共管)
- (7) 児童及びひとり親の福祉に関する事項
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

(統轄監及び部局長)

(文化観光スポーツ局の所掌事務)

第7条 文化観光スポーツ局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化の振興に関する事項
- (2) 略
- (3) 略
- (4) スポーツに関する事項 (学校における体育に関する事項を除く。)

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) 略
- (6) 児童・母子福祉及び少子化対策に関する事項
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

(統轄監及び部局長)

第14条 略

2 統轄監は、前項の事務を処理するとともに、元気づくり総本部長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。

3・4 略

第14条 略

2 統轄監は、前項の事務を処理するとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。

3・4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第27条中「未来づくり推進局」を「元気づくり総本部」に改める。

(鳥取県スポーツ審議会条例の一部改正)

3 鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「文化観光スポーツ局」を「地域振興部」に改める。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

4 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
略	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項	略	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項
鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会		鳥取県文化観光スポーツ局指定管理候補者審査委員会	
鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項	略	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項
略		略	
略	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項	略	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項
鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会		鳥取県文化観光スポーツ局指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県観光交流局指定			

管理施設運営評価委員
会

略

略